

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2022年10月1日現在

～2022年9月30日

2022年10月1日～

▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年B N Sネサ第100017号）

実施 平成23年 5月10日

第4章 付加機能
(付加機能の最低利用期間)

第27条の2 付加機能（料金表第1表（料金）に規定する[クラウドコネクタ接続機能及びコネクタ機能](#)に限ります。以下本条において同じとします。）には、最低利用期間がありません。

2 前項の最低利用期間は、付加機能の提供を開始した日から起算して1月間とします。
ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

3 Universal One契約者は、前項の最低利用期間内に付加機能の廃止又はその付加機能に係るUniversal One契約の解除があった場合は、第38条（利用料金の支払い義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間（解除のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）に対応する付加機能利用料（料金表第1表（料金）に規定する[クラウドコネクタ接続機能又はコネクタ機能](#)に係るものに限ります。以下本条において同じとします。）に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

料金表
通則

[\(クラウドコネクタ接続機能のSLAに係る料金の扱い\)](#)

[19 料金表第1表（料金）に規定するクラウドコネクタ接続機能のSLAに係る料金の扱いについては、次のとおりとします。](#)

[\(1\) 当社は、クラウドコネクタ接続機能の区分等に応じて、次表に規定するSLAを適用します。](#)

SLAの項目	対象となるクラウドコネクタ接続機能の区分等

▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年B N Sネサ第100017号）

実施 平成23年 5月10日

第4章 付加機能
(付加機能の最低利用期間)

第27条の2 付加機能（料金表第1表（料金）に規定するコネクタ機能に限ります。以下本条において同じとします。）には、最低利用期間があります。

2 (略)

3 Universal One契約者は、前項の最低利用期間内に付加機能の廃止又はその付加機能に係るUniversal One契約の解除があった場合は、第38条（利用料金の支払い義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間（解除のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）に対応する付加機能利用料（料金表第1表（料金）に規定するコネクタ機能に係るものに限ります。以下本条において同じとします。）に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

料金表
通則

～2022年9月30日

2022年10月1日～

開通遅延 S L A

故障回復時間 S L A

故障通知時間 S L A

稼働率 S L A

ギャランティ型

(2) 当社は、クラウドコネクタ接続機能のギャランティ型に係る区間（クラウドゲートウェイ（クラウドコネクタ接続機能を提供するために当社がUniversal One網内に設置する装置をいいます。以下同じとします。）とアプリケーションサービスとの接続点の間の区間をいいます。）において次に規定する S L A の適用事象が発生した場合は、その返還基準額に料金返還率を乗じて得た額を、返還料金額として Universal One 契約者に返還します。

ア 開通遅延 S L A

(ア) 開通遅延 S L A の適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

～2022年9月30日

2022年10月1日～

適用事象	返還基準額	料金返還率	
Universal One契約者の責めによらない理由により、開通予定日にそのクラウドコネクタ接続機能の提供を開始できなかったとき	その料金月におけるそのクラウドコネクタ接続機能の付加機能利用料	1の接続ごとに（接続ごとに冗長化された複数の電気通信回線を合わせて1の単位とします。）	
		開通遅延日数	料金返還率
		1日	10%
		2日以上 14日以下	開通遅延日数が1日となる場合に適用される料金返還率に、1日を超える1日ごとに1%を加算した率
		15日	25%
		16日以上 27日以下	開通遅延日数が15日となる場合に適用される料金返還率に、15日を超える1日ごとに2%を加算した率
		28日以上	50%

(イ) 開通予定日は、申込方式に応じて次のとおりとします。

A 申込書による開通の場合

当社とそのUniversal One契約者とがそのクラウドコネクタ接続機能の提供の開始を合意した日をいいます。

B オンデマンド申込による開通の場合

そのUniversal One契約者がそのクラウドコネクタ接続機能の申込みを行い、申込みの内容又はUniversal One契約者による設定に不備がないことを当社が確認できた状態（以下、通則19条第2項において「受付状態」といいます。）となってから24時間後の時点が属する日をいいます。

～2022年9月30日

2022年10月1日～

(ウ) 開通遅延日数は、申込方式に応じて次のとおりとします。

A 申込書による開通の場合

開通予定日の翌日を1日目とし、回線開通までに要した日数とします。

B オンデマンド申込による開通の場合

受付状態となってから24時間を経過した場合、開通予定日を1日目とし、回線開通までに要した日数とします。

(工) 返還基準額は、通則3に規定する場合は生じたときは通則4の規定に基づき算出した額とします。

イ 故障回復時間 S L A

(ア) 故障回復時間 S L A の適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率	
Universal One 契約者の責めにより、そのクラウドコネクト接続機能の利用不能時間が1時間以上連続したとき	クラウドコネクト接続機能を全く利用できない状態が発生した時点におけるそのクラウドコネクト接続機能に係る付加機能利用料	1の接続ごとに（接続ごとに冗長化された複数の電気通信回線を合わせて1の単位とします。）	
		利用不能時間	料金返還率
		1時間以上	1%
		4時間未満	
		4時間以上	5%
		12時間未満	
		12時間以上	10%
		24時間未満	
24時間以上	20%		
72時間未満			
72時間以上	50%		

(イ) 利用不能時間は、接続タイプに応じて次のとおりとします。以下この通則19において同じとします。

～2022年9月30日

2022年10月1日～

A B以外の場合

利用不能時間は、Universal One契約者の責めによらない理由により、そのクラウドコネクタ接続機能に係る接続が全く利用できない状態であることを当社が知った時刻（第45条（Universal One契約者の切分責任）の規定により、そのUniversal One契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して、その状態が解消するまでの連続した時間をいいます。

B Microsoft 接続タイプ（Azure ExpressRoute利用のものに限ります。）の場合

利用不能時間は、1の接続に属する1の論理接続ごとに、Aの規定を準用して取り扱います。

ただし、2以上の論理接続において、利用不能時間の一部又は全部が重複する場合は、同一の事由に限り、それら2以上の論理接続の利用不能時間を連続した1の利用不能時間とみなします。この場合において、それら論理接続の全く利用できない状態であることを当社が知った時刻のうち最も早い時刻をその起算時刻とし、それらの論理接続の全く利用できない状態が全て解消した時刻をその1の接続における解消時刻とします。

(ウ) 当社は、そのクラウドコネクタ接続機能が全く利用できない状態であることを当社が知った時点において、そのクラウドコネクタ接続機能について利用中止（当社があらかじめそのことをUniversal One契約者に通知したときに限ります。）又は利用停止（以下この通則19において「利用中止等」といいます。）としているときは、その期間については利用不能時間として取り扱いません。この場合において、そのクラウドコネクタ接続機能に係る料金については、第38条（利用料金の支払義務）第2項の規定を適用します。

(エ) 当社は、故障回復時間SLAが適用される場合には、第38条第2項第2号の規定（表の1欄又は3欄に係るものに限ります。）は適用しません。

(オ) 当社は、(ア)に規定するほか、当社の故意又は重大な過失によりそのクラウドコネクタ接続機能を全く利用できない状態（その状態が連続した時間が1時間未満となるものに限ります。）が生じたときは、第38条第2項第2号の規定（表の2欄に係るものに限ります。）を適用します。

(カ) 当社は、適用事象の発生が1の料金月において複数回となる場合は、それぞれの返還料金額の合計額を返還します。

ウ 故障通知時間SLA

～2022年9月30日

2022年10月1日～

(ア) 故障通知時間S L Aの適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

<u>適用事象</u>	<u>返還基準額</u>	<u>料金返還率</u>
<u>Universal One契約者の責めによらない理由により、そのクラウドコネクト接続が全く利用できない状態であることを当社が知った時刻から起算して、30分以内にその状態であることをUniversal One契約者があらかじめ指定した連絡先に通知しなかったとき</u>	<u>その料金月におけるそのクラウドコネクト接続機能の付加機能利用料</u>	<u>3%</u>

(イ) Microsoft接続タイプ（Azure ExpressRoute利用のものに限ります。）の場合、2以上の論理接続において、利用不能時間の一部又は全部が重複する場合は、同一の事由に限り、それら論理接続の全く利用できない状態であることを当社が知った時刻のうち最も早い時刻をその起算時刻とし、それらの論理接続の最も遅い故障通知時刻までの経過時刻をその1の接続における通知時刻とします。

(ウ) 当社は、次のAからCまでに掲げる場合には、故障通知時間S L Aを適用しません。

A 第45条（Universal One契約者の切分責任）の規定により、そのUniversal One契約者が当社に修理の請求をしたことによりそのクラウドコネクト接続機能が全く利用できない状態であることを当社が知ったとき。

B そのクラウドコネクト接続機能が全く利用できない状態であることを当社が知った時点において、そのクラウドコネクト接続機能について利用中止等とされているとき。

C 連絡先に係る電気通信設備の状況により当社からその連絡先に通知できないとき。

(エ) 当社は、適用事象の発生が1の料金月において複数回となる場合は、それぞれの返還料金額の合計額を返還します。

(オ) 返還基準額は、通則3に規定する場合が生じたときは通則4の規定に基づき算出した額とします。

～2022年9月30日

2022年10月1日～

(カ) 当社は、NAPT又はNAT装置に係る故障については、故障通知を行いません。

工 稼働率SLA

(ア) 稼働率SLAの適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

<u>適用事象</u>	<u>返還基準額</u>	<u>料金返還率</u>	
<u>Universal One 契約者の責めによる理由により、そのクラウドコネクタ接続機能の累積故障時間（その料金月における利用不能時間（1の故障が1分未満のものを除きます。）を1の料金月ごとに合算した時間とします。）が5分以上となったとき</u>	<u>その料金月におけるそのクラウドコネクタ接続機能の付加機能利用料</u>	<u>1の接続ごとに（接続ごとに冗長化された複数の電気通信回線を合わせて1の単位とします。）</u>	
		<u>累積故障時間</u>	<u>料金返還率</u>
		<u>5分以上 30分未満</u>	<u>10%</u>
		<u>30分以上 1時間未満</u>	<u>20%</u>
		<u>1時間以上 2時間未満</u>	<u>35%</u>
		<u>2時間以上</u>	<u>50%</u>

(イ) 当社は、そのクラウドコネクタ接続機能が全く利用できない状態であることを当社が知った時点において、そのクラウドコネクタ接続機能について利用中止等としているときは、その期間については利用不能時間として取り扱いません。

(ウ) 返還基準額は、通則3に規定する場合は生じたときは通則4の規定に基づき算出した額とします。

(3) 当社は、各SLAの返還料金額は、各SLAの適用事象が発生した日を含む料金月に係るクラウドコネクタ接続機能の付加機能利用料（通則3に規定する場合は生じたときは通則4の規定に基づき算出した額とします。）の合計額の50%（(4)に定める場合を除きます。以下、「返還上限額」といいます。）を上限として適用します。

～2022年9月30日

2022年10月1日～

- (4) 当社は、クラウドコネクタ接続機能の付加機能利用料に第38条第2項第2号の規定が適用された場合であって、その料金月のクラウドコネクタ接続機能に係る付加機能利用料から第38条第2項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額の合計額を減じた結果の額がその料金月における各SLAの返還上限額に満たないときは、その減じた結果の額をその料金月の返還上限額とします。
- (5) 当社は、(2)の表のSLAの項目のうちいずれか2以上を同時に適用する場合は、その返還料金額を合計した額を返還します。
ただし、その返還料金額の合計額が返還上限額を超える場合は、返還上限額を返還します。
- (6) 当社は、(2)に規定する各SLAの適用事象の発生が天災、事変その他の非常事態によるものである場合は、SLAを適用しません。この場合、そのクラウドコネクタ接続機能に係る料金の支払義務については、第38条第2項第2号の表の1欄の規定を適用します。
- (7) 当社は、1の故障において、(2)に規定する各SLA又は2以上のSLAが適用される場合の返還料金額が、SLAを適用せずに第38条第2項第2号の規定（表の1欄又は3欄に係るものに限ります。）を適用するとした場合の当該規定により支払いを要しない料金として算出した額に満たないときは、SLAを適用せず、第38条第2項第2号の規定を適用します。

第1表 料金（付帯サービスの料金を除きます。）

第1類 利用料金

第1 VPNサービスに係るもの

2 料金額

2-2 付加機能利用料

2-2-1 代表契約に係るもの

2-2-1-1 クラウドコネクタ接続機能

(1) その他接続タイプ

月額

区 分		単 位	料 金 額
当社又は提携事業者のアプリケーション	ベストエフォート型	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに
			—

第1表 料金（付帯サービスの料金を除きます。）

第1類 利用料金

第1 VPNサービスに係るもの

2 料金額

2-2 付加機能利用料

2-2-1 代表契約に係るもの

2-2-1-1 クラウドコネクタ接続機能

～2022年9月30日

2022年10月1日～

サービス(当社が別に定めるものを除きます。)とVPNグループとの間の通信を可能とする機能	最大1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの	帯域利用料	1の接続ごとに	124,000円 (136,400円)
		アドレス変換機能利用料	1の接続ごとに	150,000円 (165,000円)
		NAT用グローバルIPアドレス利用料	1のIPアドレスごとに	20,000円 (22,000円)

備考

- 1 当社は、代表契約者に限り、この機能を提供します。
- 2 この機能を利用する代表契約者は、アプリケーションサービスとの間の通信について、そのアプリケーションサービスに係る契約者の同意を得るものとします。
- 3 当社は、最大1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの（NAPT又はNATを利用するものに限り、）に係る付加機能利用料として、帯域利用料及びアドレス変換機能利用料を合算して適用します。この場合において、当社は、NAPT利用に係るグローバルIPアドレスを1アドレスに限り提供します。
- 4 この機能を利用する代表契約者からNAPTに加えてNATを利用する旨の申出があり当社が承諾した場合は、当社は、NAT用グローバルIPアドレス利用料を適用します。
- 5 当社は、この機能に係る通信の品質を保証しません。
- 6 次に掲げる通信の区分に係る回線契約者は、この機能による通信を行うことができません。
 - (1) ギャランティアクセス（品目が音声伝送のものに限り、）
 - (2) ギャランティ（イーサ専用）アクセス（VLAN多重機能を利用してVPNサービスとの混在多重を行うものを除きます。）
 - (3) ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセス
- 7 当社は、NAT用グローバルIPアドレスの変更又は廃止について、第27条の2（付加機能の最低利用期間）第3項及び第4項の規定を適用しません。

～2022年9月30日

2022年10月1日～

8 当社は、アドレス変換機能利用料及びN A T用グローバルI Pアドレス利用料について、第27条の2（付加機能の最低利用期間）第3項及び第4項の規定を適用しません。

9 当社は、この機能が全く利用できない状態が生じた場合は、第38条（利用料金の支払義務）又は第47条（責任の制限）の規定を準用します。

（注） 本区分に規定する当社が別に定めるアプリケーションサービスは、2-2-1-1（クラウドコネクト接続機能）の(2)から(9)まで及び当社が定めるサービス提供条件書に規定するものとします。

(2) Amazon接続タイプ

月額

区 分		単 位	料金額
Amazon Web Services, Inc.のアプリケーションサービスとVPNグループとの間の通信を可能とする機能	ベストエフォート型	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに 60,000円 (66,000円)
		最大1 Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに 150,000円 (165,000円)
	ギランティ型	最大50Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに 215,000円 (236,500円)
		最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに 239,000円 (262,900円)
		最大200Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに 291,000円 (320,100円)

～2022年9月30日

2022年10月1日～

	最大 300Mbit/sま での符号伝送 が可能なもの	1の接続ごと に	343,000円 (377,300 円)
	最大 400Mbit/sま での符号伝送 が可能なもの	1の接続ごと に	395,000円 (434,500 円)
	最大 500Mbit/sま での符号伝送 が可能なもの	1の接続ごと に	447,000円 (491,700 円)
	最大 1 Gbit/s までの符号伝 送が可能なも の	1の接続ごと に	685,000円 (753,500 円)

備考

- 1 当社は、代表契約者に限り、この機能を提供します。
- 2 この機能を利用する代表契約者は、アプリケーションサービスとの間の通信について、そのアプリケーションサービスに係る契約者の同意を得るものとします。
- 3 当社は、この機能に係る通信の品質を保証しません。
ただし、ギャランティ型については、クラウドゲートウェイとアプリケーションサービスとの接続点の間の区間に限り、上表の区分に定める符号伝送速度による通信を確保して提供します。
- 4 次に掲げる通信の区分に係る回線契約者はこの機能による通信を行うことができません。
(1) ギャランティアアクセス（品目が音声伝送のものに限りです。）
(2) ギャランティ（イーサ専用）アクセス（VLAN多重機能を利用してVPNサービスとの混在多重を行うものを除きます。）
(3) ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセス
- 5 代表契約者は、ベストエフォート型に係る区分の相互間に限り、区分の変更を請求することができます。

～2022年9月30日

2022年10月1日～

6 当社は、この機能が全く利用できない状態が生じた場合は、第38条（利用料金の支払義務）又は第47条（責任の制限）の規定を準用します。

ただし、料金表通則19（クラウドコネクタ接続機能のSLAに係る料金の扱い）が適用される場合は、その定めるところによります。

(3) Microsoft 接続タイプ

A Azure ExpressRoute利用

月額

区分	単 位	料金額
Microsoft CorporationのアプリケーションサービスとVPNグループとの間の通信を可能とする機能であって、Azure ExpressRouteを利用するもの	ギランティ型 最大10Mbit/sまでの符号伝送が可能なものの	1の接続ごとに 64,000円 (70,400円)
	最大50Mbit/sまでの符号伝送が可能なものの	1の接続ごとに 215,000円 (236,500円)
	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものの	1の接続ごとに 239,000円 (262,900円)
	最大200Mbit/sまでの符号伝送が可能なものの	1の接続ごとに 291,000円 (320,100円)
	最大500Mbit/sまでの符号伝送が可能なものの	1の接続ごとに 447,000円 (491,700円)
	最大1 Gbit/sまでの符号伝送が可能なものの	1の接続ごとに 685,000円 (753,500円)

備考

～2022年9月30日

2022年10月1日～

- 1 当社は、代表契約者に限り、この機能を提供します。
- 2 この機能を利用する代表契約者は、アプリケーションサービスとの間の通信について、そのアプリケーションサービスに係る契約者の同意を得るものとします。
- 3 当社は、この機能に係る通信の品質を保証しません。
ただし、ギャランティ型については、クラウドゲートウェイとアプリケーションサービスとの接続点の間の区間に限り、上表の区分に定める符号伝送速度による通信を確保して提供します。
- 4 次に掲げる通信の区分に係る回線契約者はこの機能による通信を行うことができません。
 - (1) ギャランティアクセス（品目が音声伝送のものに限ります。）
 - (2) ギャランティ（イーサ専用）アクセス（VLAN多重機能を利用してVPNサービスとの混在多重を行うものを除きます。）
 - (3) ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセス
- 5 当社は、この機能の提供にあたり、次のとおり論理接続の区分及びその区分に係る付加機能利用料を定めます。

月額

<u>区 分</u>	<u>単 位</u>	<u>料 金 額</u>
<u>Private Peering</u>	<u>1の論理接続ごとに</u>	
<u>Microsoft Peering</u>	<u>1の論理接続ごとに</u>	<u>150,000円</u> <u>(165,000円)</u>

備考

- 1 この機能を利用する代表契約者は、論理接続の区分の変更を請求することはできません。
 - 2 当社は、論理接続の廃止について、第27条の2（付加機能の最低利用期間）第3項及び第4項の規定を適用しません。
 - 3 当社は、論理接続の区分に係る付加機能利用料について、第27条の2第3項及び第4項の規定を適用しません。
- 6 この機能を利用する代表契約者は、1以上の論理接続の申込みを行っていただきます。
 - 7 当社は、Microsoft Peeringを利用する代表契約者に、追加IPアドレスを提供します。この場合において、追加IPアドレスに係る付加機能利用料は次表のとおりとします。

月額

～2022年9月30日

2022年10月1日～

区 分	単 位	料 金 額
<u>N A P T用追加グローバル I Pアドレス利用料</u>	<u>1の追加 I Pアドレスごとに</u>	<u>100,000円</u> <u>(110,000円)</u>
<u>N A T用追加グローバル I Pアドレス利用料</u>	<u>1の追加 I Pアドレスごとに</u>	<u>20,000円</u> <u>(22,000円)</u>

備考

- 1 当社は、追加 I Pアドレスの変更又は廃止について、第27条の2（付加機能の最低利用期間）第3項及び第4項の規定を適用しません。
- 2 当社は、追加 I Pアドレスに係る付加機能利用料について、第27条の2第3項及び第4項の規定を適用しません。

8 Microsoft Peeringを利用する代表契約者は、経路選択機能を合わせて利用するものとします。

この場合において、経路選択機能に係る付加機能利用料は次表のとおりとします。

月額

区 分	単 位	料 金 額
<u>M Sリージョン経路選択料</u>	<u>1の経路ごとに</u>	<u>10,000円</u> <u>(11,000円)</u>
<u>M Sサービス経路選択料</u>	<u>1の経路ごとに</u>	<u>10,000円</u> <u>(11,000円)</u>

備考

- 1 経路選択機能には、Microsoft Peeringの接続先に係るリージョン選択のものとサービス選択のものがあります。
- 2 当社は、選択したリージョンの合計数が4を超過する場合に限り、超過した1の経路ごとにM Sリージョン経路選択料を適用します。
- 3 当社は、選択したサービスの合計数が4を超過する場合に限り、超過した1の経路ごとにM Sサービス経路選択料を適用します。
- 4 当社は、リージョン選択の変更又はサービス選択の変更について、第27条の2（付加機能の最低利用期間）第3項及び第4項の規定を適用しません。
- 5 当社は、M Sリージョン経路選択料及びM Sサービス経路選択料について、第27条の2第3項及び第4項の規定を適用しません。

～2022年9月30日

2022年10月1日～

9 当社は、この機能が全く利用できない状態が生じた場合は、第38条（利用料金の支払義務）又は第47条（責任の制限）の規定を準用します。

ただし、料金表通則19（クラウドコネクタ接続機能のSLAに係る料金の扱い）が適用される場合は、その定めるところによります。

B 削除

(4) SDPF Cloud/Server接続タイプ

月額

区 分	単 位	料金額
当社のSmart Data Platformサービス利用規約に定めるSDPFサービス（クラウド/サーバー）とVPNグループとの間の通信を可能とする機能	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに -
	最大1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに 124,000円 (136,400円)
	最大10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに 60,000円 (66,000円)
	最大20Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに 96,000円 (105,600円)
	最大30Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに 128,000円 (140,800円)
最大40Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに 158,000円 (173,800円)	

~2022年9月30日	2022年10月1日~
-------------	-------------

	最大50Mbit/s までの符号伝 送が可能なも の	1の接続ごと に	185,000円 (203,500 円)
	最大 100Mbit/s ま での符号伝送 が可能なもの	1の接続ごと に	200,000円 (220,000 円)
	最大 200Mbit/s ま での符号伝送 が可能なもの	1の接続ごと に	239,000円 (262,900 円)
	最大 300Mbit/s ま での符号伝送 が可能なもの	1の接続ごと に	291,000円 (320,100 円)
	最大 400Mbit/s ま での符号伝送 が可能なもの	1の接続ごと に	343,000円 (377,300 円)
	最大 500Mbit/s ま での符号伝送 が可能なもの	1の接続ごと に	395,000円 (434,500 円)
	最大1Gbit/s までの符号伝 送が可能なも の	1の接続ごと に	650,000円 (715,000 円)
	<u>備考</u>		

～2022年9月30日

2022年10月1日～

- 1 当社は、代表契約者に限り、この機能を提供します。
- 2 この機能を利用する代表契約者は、SDPFサービス（クラウド/サーバー）との間の通信について、そのSDPFサービス（クラウド/サーバー）に係る契約者の同意を得るものとします。
- 3 当社は、この機能に係る通信の品質を保証しません。
ただし、ギャランティ型については、クラウドゲートウェイとSDPFサービス（クラウド/サーバー）との接続点の間の区間に限り、上表の区分に定める符号伝送速度による通信を確保して提供します。
- 4 次に掲げる通信の区分に係る回線契約者はこの機能による通信を行うことができません。
 - (1) ギャランティアクセス（品目が音声伝送のものに限りです。）
 - (2) ギャランティ（イーサ専用）アクセス（VLAN多重機能を利用してVPNサービスとの混在多重を行うものを除きます。）
 - (3) ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセス
- 5 代表契約者は、ベストエフォート型に係る区分の相互間又はギャランティ型に係る区分の相互間に限り、区分の変更を請求することができます。
- 6 代表契約者は、FICエントリーバック（当社のSmart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク）に定めるものであって、SDPF Cloud/Server接続タイプ（ベストエフォート型の最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものに限りです。）から移行する目的で利用されるものをいいます。以下同じとします。）の利用の開始があったときは、その利用の開始があった日を起算日として3か月以内に、そのFICエントリーバックに対応するSDPF Cloud/Server接続タイプ（ベストエフォート型の最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものに限りです。）を廃止するものとします。
この場合において、契約者が期限内にFICエントリーバックに対応するSDPF Cloud/Server接続タイプ（ベストエフォート型の最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものに限りです。）の廃止を行わないときは、当社が廃止することがあります。
- 7 代表契約者は、当社が備考6の規定によりSDPF Cloud/Server接続タイプ（ベストエフォート型の最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものに限りです。）を廃止する場合があることについて、予め同意するものとします。

～2022年9月30日

2022年10月1日～

8 当社は、この機能が全く利用できない状態が生じた場合は、第38条（利用料金の支払義務）又は第47条（責任の制限）の規定を準用します。

ただし、料金表通則19（クラウドコネクタ接続機能のS L Aに係る料金の扱い）が適用される場合は、その定めるところによります。

(5) cybozu.com接続タイプ

月額

区 分			単 位	料金額	
Cybozu, Inc. のアプリケーションサービスとVPNグループとの間の通信を可能とする機能	ベスト エフォ ート型	最大	帯域利用	1の接続ごと	60,000円
		100Mb	料	に	(66,000円)
		it/s までの符号送	N A P T	1の接続ごと	150,000円
		が可能なもの	利用料	に	(165,000円)

備考

- 1 当社は、代表契約者に限り、この機能を提供します。
- 2 この機能を利用する代表契約者は、アプリケーションサービスとの間の通信について、そのアプリケーションサービスに係る契約者の同意を得るものとします。
- 3 当社は、この機能に係る付加機能利用料として、帯域利用料及びN A P T利用料を合算して適用します。
- 4 当社は、この機能に係る通信の品質を保証しません。
- 5 次に掲げる通信の区分に係る回線契約者はこの機能による通信を行うことができません。
 - (1) ギャランティアクセス（品目が音声伝送のものに限ります。）
 - (2) ギャランティ（イーサ専用）アクセス（V L A N多重機能を利用してV P Nサービスとの混在多重を行うものを除きます。）
 - (3) ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセス
- 6 当社は、N A P T利用料について、第27条の2（付加機能の最低利用期間）第3項及び第4項の規定を適用しません。
- 7 当社は、この機能が全く利用できない状態が生じた場合は、第38条（利用料金の支払義務）又は第47条（責任の制限）の規定を準用します。

～2022年9月30日

2022年10月1日～

(6) Google接続タイプ

月額

区 分	単 位	料金額
Google LLC のアプリケー ションサービ スとVPNグ ループとの間 の通信を可能 とする機能	ギランティ 型	最大10Mbit/s までの符号伝 送が可能なも の
	1の接続ごと に	64,000円 (70,400 円)
	最大50Mbit/s までの符号伝 送が可能なも の	1の接続ごと に
	215,000円 (236,500 円)	
	最大 100Mbit/sま での符号伝送 が可能なもの	1の接続ごと に
	239,000円 (262,900 円)	
	最大 200Mbit/sま での符号伝送 が可能なもの	1の接続ごと に
291,000円 (320,100 円)		
最大 300Mbit/sま での符号伝送 が可能なもの	1の接続ごと に	
343,000円 (377,300 円)		
最大 400Mbit/sま での符号伝送 が可能なもの	1の接続ごと に	
395,000円 (434,500 円)		
最大 500Mbit/sま での符号伝送 が可能なもの	1の接続ごと に	
447,000円 (491,700 円)		

～2022年9月30日

2022年10月1日～

最大1 Gbit/s までの符号伝 送が可能なも の	1の接続ごと に	685,000円 (753,500 円)
-------------------------------------	-------------	----------------------------

備考

- 1 当社は、代表契約者に限り、この機能を提供します。
- 2 この機能を利用する代表契約者は、アプリケーションサービスとの間の通信について、そのアプリケーションサービスに係る契約者の同意を得るものとします。
- 3 当社は、この機能に係る通信の品質を保証しません。
ただし、ギャランティ型については、クラウドゲートウェイとアプリケーションサービスとの接続点の間の区間に限り、上表の区分に定める符号伝送速度による通信を確保して提供します。
- 4 次に掲げる通信の区分に係る回線契約者はこの機能による通信を行うことができません。
(1) ギャランティアアクセス（品目が音声伝送のものに限ります。）
(2) ギャランティ（イーサ専用）アクセス（VLAN多重機能を利用してVPNサービスとの混在多重を行うものを除きます。）
(3) ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセス
- 5 当社は、この機能が全く利用できない状態が生じた場合は、第38条（利用料金の支払義務）又は第47条（責任の制限）の規定を準用します。
ただし、料金表通則19（クラウドコネクタ接続機能のSLAに係る料金の扱い）が適用される場合は、その定めるところによります。

(7) IBM接続タイプ

月額

区 分		単 位	料金額
International Business Machines Corporation	ギャランティ型	最大10Mbit/s までの符号伝 送が可能なも の	1の接続ごと に 64,000円 (70,400 円)

～2022年9月30日

2022年10月1日～

<u>のアプリケーションサービスとVPNグループとの間の通信を可能とする機能</u>	<u>最大50Mbit/s</u> <u>までの符号伝送が可能なもの</u>	<u>1の接続ごと</u> <u>に</u>	<u>215,000円</u> <u>(236,500円)</u>
	<u>最大100Mbit/s</u> <u>までの符号伝送が可能なもの</u>	<u>1の接続ごと</u> <u>に</u>	<u>239,000円</u> <u>(262,900円)</u>
	<u>最大200Mbit/s</u> <u>までの符号伝送が可能なもの</u>	<u>1の接続ごと</u> <u>に</u>	<u>291,000円</u> <u>(320,100円)</u>
	<u>最大300Mbit/s</u> <u>までの符号伝送が可能なもの</u>	<u>1の接続ごと</u> <u>に</u>	<u>343,000円</u> <u>(377,300円)</u>
	<u>最大400Mbit/s</u> <u>までの符号伝送が可能なもの</u>	<u>1の接続ごと</u> <u>に</u>	<u>395,000円</u> <u>(434,500円)</u>
	<u>最大500Mbit/s</u> <u>までの符号伝送が可能なもの</u>	<u>1の接続ごと</u> <u>に</u>	<u>447,000円</u> <u>(491,700円)</u>
	<u>最大1 Gbit/s</u> <u>までの符号伝送が可能なもの</u>	<u>1の接続ごと</u> <u>に</u>	<u>685,000円</u> <u>(753,500円)</u>

備考

- 1 当社は、代表契約者に限り、この機能を提供します。
- 2 この機能を利用する代表契約者は、アプリケーションサービスとの間の通信について、そのアプリケーションサービスに係る契約者の同意を得るものとします。

～2022年9月30日

2022年10月1日～

- 3 当社は、この機能に係る通信の品質を保証しません。
ただし、ギャランティ型については、クラウドゲートウェイとアプリケーションサービスとの接続点の間の区間に限り、上表の区分に定める符号伝送速度による通信を確保して提供します。
- 4 次に掲げる通信の区分に係る回線契約者はこの機能による通信を行うことができません。
 (1) ギャランティアクセス（品目が音声伝送のものに限ります。）
 (2) ギャランティ（イーサ専用）アクセス（VLAN多重機能を利用してVPNサービスとの混在多重を行うものを除きます。）
 (3) ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセス
- 5 代表契約者は、この機能に係る区分の変更を請求することができません。
- 6 当社は、この機能が全く利用できない状態が生じた場合は、第38条（利用料金の支払義務）又は第47条（責任の制限）の規定を準用します。
ただし、料金表通則19（クラウドコネクタ接続機能のSLAに係る料金の扱い）が適用される場合は、その定めるところによります。

(8) Oracle接続タイプ

月額

区 分		単 位	料金額
Oracle CorporationのアプリケーションサービスとVPNグループとの間の通信を可能とする機能	ギャランティ型	最大10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに 64,000円 (70,400円)
		最大50Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに 215,000円 (236,500円)
		最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに 239,000円 (262,900円)

～2022年9月30日

2022年10月1日～

最大 200Mbit/sま での符号伝送 が可能なもの	1の接続ごと に	291,000円 (320,100 円)
最大 300Mbit/sま での符号伝送 が可能なもの	1の接続ごと に	343,000円 (377,300 円)
最大 400Mbit/sま での符号伝送 が可能なもの	1の接続ごと に	395,000円 (434,500 円)
最大 500Mbit/sま での符号伝送 が可能なもの	1の接続ごと に	447,000円 (491,700 円)
最大 1 Gbit/s までの符号伝 送が可能なも の	1の接続ごと に	685,000円 (753,500 円)
最大 2 Gbit/s までの符号伝 送が可能なも の	1の接続ごと に	924,000円 (1,016,400 円)
最大 5 Gbit/s までの符号伝 送が可能なも の	1の接続ごと に	1,644,000円 (1,808,400 円)
最大10Gbit/s までの符号伝 送が可能なも の	1の接続ごと に	2,842,000円 (3,126,200 円)

備考

1 当社は、代表契約者に限り、この機能を提供します。

～2022年9月30日

2022年10月1日～

- 2 この機能を利用する代表契約者は、アプリケーションサービスとの間の通信について、そのアプリケーションサービスに係る契約者の同意を得るものとします。
- 3 当社は、この機能に係る通信の品質を保証しません。
ただし、ギランティ型については、クラウドゲートウェイとアプリケーションサービスとの接続点の間の区間に限り、上表の区分に定める符号伝送速度による通信を確保して提供します。
- 4 次に掲げる通信の区分に係る回線契約者はこの機能による通信を行うことができません。
(1) ギランティアアクセス（品目が音声伝送のものに限ります。）
(2) ギランティ（イーサ専用）アクセス（VLAN多重機能を利用してVPNサービスとの混在多重を行うものを除きます。）
(3) ギランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセス
- 5 代表契約者は、この機能の区分のうち、最大2Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの、最大5Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの及び最大10Gbit/sまでの符号伝送が可能なものを除く、その他の区分の相互間のみ変更を請求することができます。
- 6 当社は、この機能（区分が最大2Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの、最大5Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの又は最大10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの）の最低利用期間を1年間とします。
- 7 当社は、この機能の提供にあたり、次のとおりPeeringの区分及びその区分に係る付加機能利用料を定めます。

月額

<u>区 分</u>	<u>単 位</u>	<u>料 金 額</u>
Private Peering	<u>1の接続ごとに</u>	
Public Peering	<u>1の接続ごとに</u>	150,000円 (165,000円)

備考

- 1 この機能を利用する代表契約者は、この機能に係るPeeringの区分の変更を請求することはできません。
- 2 当社は、Peeringに係る付加機能利用料について、第27条の2第3項及び第4項の規定を適用しません。
- 3 Public Peeringには、最大2Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの、最大5Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの及び最大10Gまでの符号伝送が可能なものはありません。

～2022年9月30日

2022年10月1日～

8 この機能を利用する代表契約者は、1の接続につき1のPeeringの申込みを行っていただきます。

9 当社は、Public Peeringを利用する代表契約者に、追加IPアドレスを提供します。この場合において、追加IPアドレスに係る付加機能利用料は次表のとおりとします。

月額

区 分	単 位	料 金 額
N A P T用追加グローバルIPアドレス利用料	1の追加IPアドレスごとに	100,000円 (110,000円)
N A T用追加グローバルIPアドレス利用料	1の追加IPアドレスごとに	20,000円 (22,000円)

備考

- 1 当社は、追加IPアドレスの変更又は廃止について、第27条の2（付加機能の最低利用期間）第3項及び第4項の規定を適用しません。
- 2 当社は、追加IPアドレスに係る付加機能利用料について、第27条の2第3項及び第4項の規定を適用しません。

10 当社は、この機能が全く利用できない状態が生じた場合は、第38条（利用料金の支払義務）又は第47条（責任の制限）の規定を準用します。

ただし、料金表通則19（クラウドコネクタ接続機能のSLAに係る料金の扱い）が適用される場合は、その定めるところによります。

(9) Flexible InterConnect接続タイプ

月額

区 分	単 位	料金額	
Flexible InterConnect サービス (Smart Data Platformサービス利用規約で定めるサー	ギランティ型 最大10Mbit/s までの符号伝 送が可能なも の	1の接続ごと に	-
	最大20Mbit/s までの符号伝 送が可能なも の	1の接続ごと に	-

Flexible InterConnect接続タイプ

月額

区 分	単 位	料金額	
Flexible InterConnect (Smart Data Platformサービス利用規約別冊(ネットワーク)で定	ギランティ型	1の接続ごと に	-

～2022年9月30日

2022年10月1日～

<p>ビスをいいます。以下同じとします。)とVPNグループとの間の通信を可能とする機能</p>	<p>最大30Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</p>	<p>1の接続ごとに</p>	<p>—</p>
	<p>最大40Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</p>	<p>1の接続ごとに</p>	<p>—</p>
	<p>最大50Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</p>	<p>1の接続ごとに</p>	<p>—</p>
	<p>最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</p>	<p>1の接続ごとに</p>	<p>—</p>
	<p>最大200Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</p>	<p>1の接続ごとに</p>	<p>—</p>
	<p>最大300Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</p>	<p>1の接続ごとに</p>	<p>—</p>
	<p>最大400Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</p>	<p>1の接続ごとに</p>	<p>—</p>
	<p>最大500Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</p>	<p>1の接続ごとに</p>	<p>—</p>
<p>める Flexible InterConnectメニューをいいます。以下同じとします。)とVPNグループとの間の通信を可能とする機能</p>			

～2022年9月30日

2022年10月1日～

最大1 Gbit/s までの符号伝 送が可能なも の	<u>1の接続ごと に</u>	—
最大2 Gbit/s までの符号伝 送が可能なも の	<u>1の接続ごと に</u>	—
最大3 Gbit/s までの符号伝 送が可能なも の	<u>1の接続ごと に</u>	—
最大4 Gbit/s までの符号伝 送が可能なも の	<u>1の接続ごと に</u>	—
最大5 Gbit/s までの符号伝 送が可能なも の	<u>1の接続ごと に</u>	—
最大10Gbit/s までの符号伝 送が可能なも の	<u>1の接続ごと に</u>	—

備考

- 1 当社は、代表契約者に限り、この機能を提供します。

備考

- 1 当社は、代表契約者に限り、この機能を提供します。
- 2 当社は、Flexible InterConnect接続タイプについて次の品目を提供します。

品 目
<u>最大10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</u>
<u>最大20Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</u>
<u>最大30Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</u>
<u>最大40Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</u>
<u>最大50Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</u>

～2022年9月30日

2022年10月1日～

- [最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの](#)
- [最大200Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの](#)
- [最大300Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの](#)
- [最大400Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの](#)
- [最大500Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの](#)
- [最大1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの](#)
- [最大2Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの](#)
- [最大3Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの](#)
- [最大4Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの](#)
- [最大5Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの](#)
- [最大10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの](#)

[2](#) この機能を利用する代表契約者は、Flexible InterConnect[サービス](#)との間の通信について、そのFlexible InterConnect[サービス](#)に係る契約者の同意を得るものとします。

[3](#) 当社は、この機能に係る通信の品質を保証しません。
ただし、ギャランティ型については、クラウドゲートウェイとFlexible InterConnect[サービス](#)との接続点の間の区間に限り、上表の区分に定める符号伝送速度による通信を確保して提供します。

[4](#) 代表契約者は、最大10Mbit/sまでの符号伝送が可能なものから最大1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの（最大10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの及び最大1Gbit/sまでの符号伝送が可能なものを含みます。）の間の区分に限り、相互の変更を請求することができます。

[5](#) 次に掲げる通信の区分に係る回線契約者はこの機能による通信を行うことができません。

- (1) ギャランティアアクセス（品目が音声伝送のものに限ります。）
- (2) ギャランティ（イーサ専用）アクセス（VLAN多重機能を利用してVPNサービスとの混在多重を行うものを除きます。）
- (3) ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセス

[6](#) 当社は、この機能が全く利用できない状態が生じた場合は、第38条（利用料金の支払義務）又は第47条（責任の制限）の規定を準用します。

[ただし、料金表通則19（クラウドコネクタ接続機能のSLAに係る料金の扱い）が適用される場合は、その定めるところによります。](#)

[3](#) この機能を利用する代表契約者は、Flexible InterConnectとの間の通信について、そのFlexible InterConnectに係る契約者の同意を得るものとします。

[4](#) 当社は、この機能に係る通信の品質を保証しません。
ただし、ギャランティ型については、クラウドゲートウェイとFlexible InterConnectとの接続点の間の区間に限り、上表の区分に定める符号伝送速度による通信を確保して提供します。

[5](#) 代表契約者は、最大10Mbit/sまでの符号伝送が可能なものから最大1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの（最大10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの及び最大1Gbit/sまでの符号伝送が可能なものを含みます。）の間の区分に限り、相互の変更を請求することができます。

[6](#) 次に掲げる通信の区分に係る回線契約者はこの機能による通信を行うことができません。

- (1) ギャランティアアクセス（品目が音声伝送のものに限ります。）
- (2) ギャランティ（イーサ専用）アクセス（VLAN多重機能を利用してVPNサービスとの混在多重を行うものを除きます。）
- (3) ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセス

[7](#) 当社は、この機能が全く利用できない状態が生じた場合は、第38条（利用料金の支払義務）又は第47条（責任の制限）の規定を準用します。

～2022年9月30日	2022年10月1日～
	<p data-bbox="1144 304 1727 331"><u>附 則（令和4年9月26日 C N S 1 第00966360号）</u></p> <p data-bbox="1144 343 1256 370"><u>（実施期日）</u></p> <p data-bbox="1137 381 1688 408"><u>1 この改正規定は、令和4年10月1日から実施します。</u></p> <p data-bbox="1144 419 1256 446"><u>（経過措置）</u></p> <p data-bbox="1137 458 1995 558"><u>2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している付加機能（クラウドコネク ト接続機能であって、以下に掲げるものに限ります。）に関する料金その他の提供条件 については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p data-bbox="1144 569 1379 596"><u>（1）その他接続タイプ</u></p> <p data-bbox="1144 608 1397 635"><u>（2）Amazon接続タイプ</u></p> <p data-bbox="1144 646 1408 673"><u>（3）Microsoft接続タイプ</u></p> <p data-bbox="1144 684 1509 711"><u>（4）SDPF Cloud/Server接続タイプ</u></p> <p data-bbox="1144 722 1525 750"><u>（5）c y b o z u . c o m接続タイプ</u></p> <p data-bbox="1144 761 1384 788"><u>（6）Google接続タイプ</u></p> <p data-bbox="1144 799 1379 826"><u>（7）I B M接続タイプ</u></p> <p data-bbox="1144 837 1379 865"><u>（8）Oracle接続タイプ</u></p> <p data-bbox="1137 876 1995 935"><u>3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの 料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p data-bbox="1137 946 1995 1005"><u>4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱 いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>